

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課）

項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
税目	法人税（法人税法第82条～第82条の10、150条の3） 地方法人税（地方法人税法第24条の2～第24の8）		
要望の内容	<p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20を中心に国際的な議論が進展している。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。</p> <p>市場国への新たな課税権の配分については、2023年7月にOECDよりステートメントが公表され、2023年後半に多数国間条約が公表、同年末の署名、2025年の発効が目標とされた。今後、多数国間条約等の規定を基に国内法制化される際には、OECDでの議論状況や諸外国の動向を踏まえながら、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。</p> <p>グローバル・ミニマム課税については、各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われており、2024年4月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。</p> <p>令和6年度以降の税制改正において、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）や国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、グローバル・ミニマム課税の実施細目に係る国際的な議論を踏まえた法制化が実施される際には、国際ルールに合わせた同制度の簡素化やガイダンスの提供等による明確化を図ることで、日本企業の事務負担軽減を図る。</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
（制度自体の減収額）	（	-	百万円）
（改正増減収額）	（	-	百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECD/G20を中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。</p> <p>市場国への新たな課税権の配分については、2023年7月にOECDよりステートメントが公表され、2023年後半に多数国間条約が公表、同年末の署名、2025年の発効が目標とされた。</p> <p>グローバル・ミニマム課税については、実施に向けて各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われており、2024年4月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。</p> <p>今後、市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化が行われる場合や、グローバル・ミニマム課税の更なる国内法制化作業が進められる場合は、各制度の対象となる日本企業の過度な事務負担とならないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>OECD/G20を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化の作業は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、日本企業の公正な競争環境の確保に資するものである。</p> <p>各制度の導入にあたっては日本企業への過度な事務負担とならないよう、国際ルールに合わせて簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮する必要がある。こうした施策を通じた国内外における競争条件のイコールフティングの実現は、日本企業の海外展開を推進し、特に成長が見込まれる新興国市場等でのシェア獲得に資するものである。このように外需を取り込み、海外で得た利益を最終的に我が国に還元することは、我が国経済の活性化にとって重要である。</p>
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化及びグローバル・ミニマム課税の導入にあたり、日本企業への過度な負担とならないよう、国際ルールに合わせて制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和5年度 新設（グローバル・ミニマム課税の導入）	